

議 第 3 号

デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の目的地追加にかかる運行区域の変更
について

デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の目的地追加にかかる運行区域の変更について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 4 号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 17 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会長 塚口 博司

デマンド乗合タクシー「もーりーカー」の目的地追加にかかる運行区域の変更について

第 35 回 草津市地域公共交通活性化再生協議会（令和 6 年 10 月 31 日開催）においてご説明させていただいたとおり、令和 6 年 11 月 6 日よりデマンド乗合タクシー「もーりーカー」の目的地に新たに追加する商業施設の公募を実施し、草津市域においては下記の 2 施設の追加が決定しましたので報告させていただきます。

また、草津市の商業施設の追加に伴い、「もーりーカー」の運行区域の変更が必要になりますので、下記のとおり報告させていただきます。

記

1 追加する商業施設（草津市域）

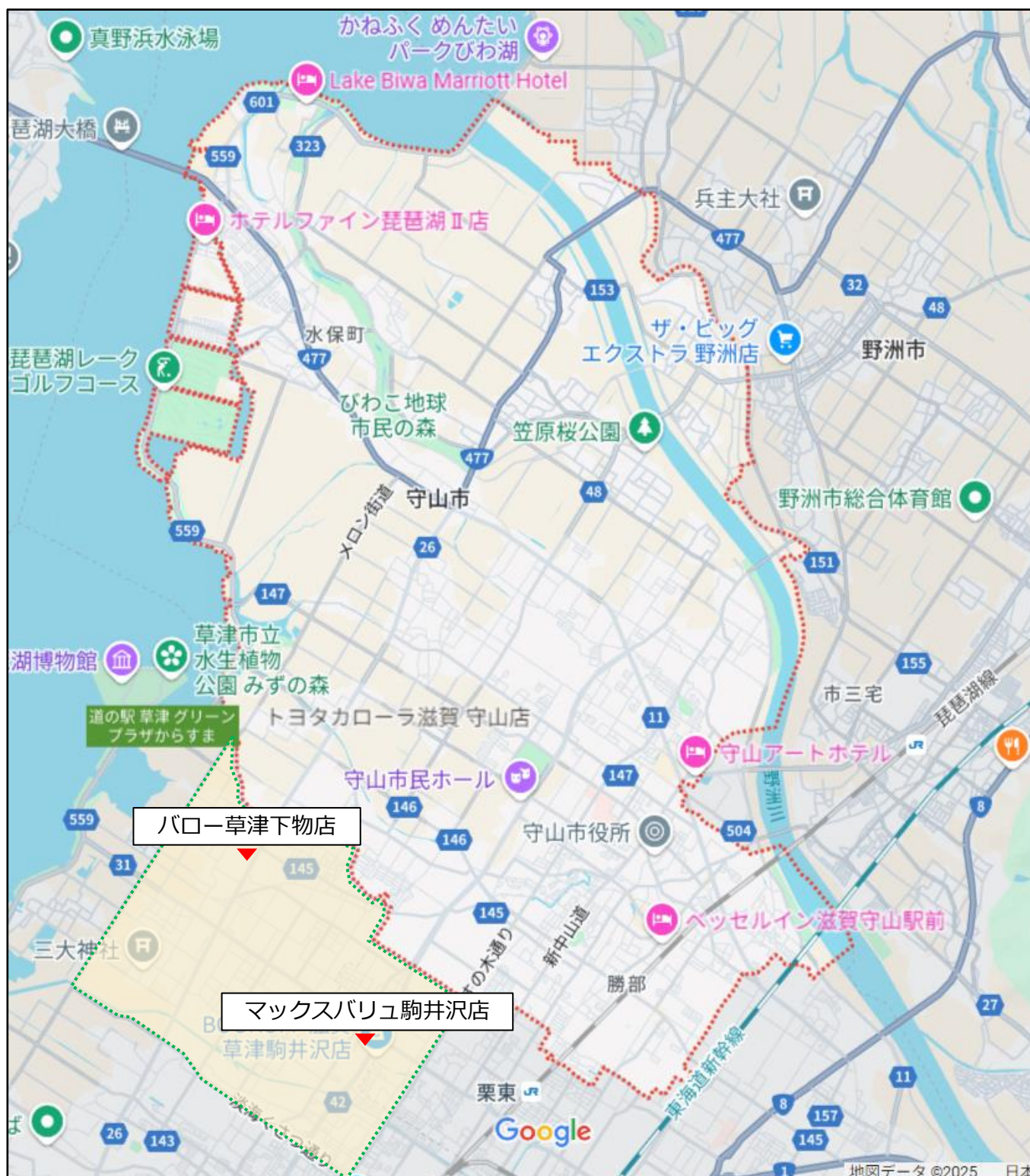
施設名	所在地
バロー草津下物店	草津市下物町 50-1
マックスバリュ駒井沢店	草津市駒井沢町 78

2 運行区域の変更

変更前	変更後
守山市域	守山市域および草津市域の一部

※詳細は別紙運行区域図のとおり

運行区域（変更後）



<凡例>

守山市域



草津市域の一部

